

(前のページより続き)

○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件

(国土交通五〇四)

○高速自動車国道に関する件

(同五〇五、五一〇)

○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件(同五一)

○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示(海上保安庁一七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

人事院

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

公聴会

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示(農林水産省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令(政令第六十七号)(国土交通省)

1 青森市と旭川市とを連絡する新幹線鉄道のうち青森市と北斗市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を平成二十八年三月二十六日から適用することとした。  
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令(政令第六十八号)(国土交通省)

1 国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。(別表関係)  
2 この政令は、一部の規定を除き、平成二十八年三月二日から施行することとした。

◇家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令(政令第六十九号)(消費者庁)

1 家庭用品の指定品目の一部を政令から削除するとともに、一定の要件を規定した上で品目の指定について内閣府令に委任することとした。(本則関係)  
2 この政令は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

政 令

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十七号

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令(昭和四十七年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

青森市と旭川市とを連絡する新幹線鉄道のうち青森市と北斗市とを連絡する区間  
平成二十八年三月二十六日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣 安倍 晋三

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十八号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令(昭和三十三年政令第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表二十一号の項中「字腰越百九十七番二」を「千四百四十一番」に改め、同表四十八号の項中「本町三丁目九番二」を「大町二丁目十三番十二」に改め、同表五十七号の項中「十番」を「五番」に改め、同表百三十九号の項中「青島町三十七番」を「藤原用水堀東七百二十五番一」に改め、同表百九十一号の項中「可部七丁目三百一十一番一」を「可部南一丁目二百二十番六」に改め、同表二百三十三号の項中「東町十三番」を「和多田西山四千五百四十四番一」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年三月二十一日から施行する。ただし、別表四十八号の項、百九十一号の項及び二百三十三号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣 安倍 晋三

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十九号

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)の一部を次のように改正する。

別表(第一条関係)

一 繊維製品

- (一) 糸(その全部又は一部が綿、麻(亜麻及び苧麻に限る)、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維その他これらに類する繊維であつて内閣府令で定めるものに限る。)
- (二) (一)に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造した織物、ニット生地及びレース生地

(三) (一)に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造した繊維製品及び

(二)に掲げる織物、ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し又は加工した繊維製品であつて、次に掲げるもの(電気加熱式のものを除く。)

- 1 コート、セーター、シャツ、ズボン、水着、ドレス、ホームドレス、ブラウス、スカート、事務服、作業服、上衣、子供用オーバーオール、ロンパース、下着、寝衣、羽織、着物、靴下、手袋その他これらに類する衣服であつて内閣府令で定めるもの
- 2 ハンカチ、マフラー、スカーフ、ショール、風呂敷、エプロン、かつぼう着その他これらに類する身の回り品であつて内閣府令で定めるもの
- 3 床敷物(バイルのあるものに限る。)、毛布、膝掛け、上掛け(タオル製のものに限る。)、布団カバー、敷布、布団、カーテン、テーブル掛け、タオル、手拭いその他これらに類する家庭用繊維製品であつて内閣府令で定めるもの

二 合成樹脂加工品

- (一) ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋(フィルムの厚さが〇・〇五ミリメートル以下で、かつ、個装の単位が百枚未満のものに限る。)
- (二) 食食用、食卓用又は台所用の器具
- (三) 盆
- (四) 水筒
- (五) たい、籠、バケツ、洗面器、浴室用の器具、湯たんぼその他これらに類する任生活用品であつて内閣府令で定めるもの

三 電気機械器具

(一) エアコンディショナー(電動機の定格消費電力の合計が三キロワット以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。)

(二) テレビジョン受信機

(三) 電気パネルヒーター  
(四) 電気毛布  
(五) ジャー炊飯器、電子レンジ(定格高周波出力が一キロワット以下のものに限る。)、電気コーヒードリッパその他これらに類する台所用電熱用品であつて内閣府令で定めるもの

(六) 電気冷蔵庫(熱電素子を使用しないものに限る。)  
(七) 換気扇(プロペラ形の羽根を有するものに限る。)  
(八) 電気洗濯機(水槽を有するものに限る。)  
(九) 電気掃除機(真空式のものであつて、電源として電池を使用しないものに限る。)

四

(十) 電気かみそり  
(十一) 電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー  
(十二) 卓上スタンド用蛍光灯器具(机等に取り付け構造のものを除く。)  
(一) ティッシュペーパー、トイレットペーパーその他これらに類する紙であつて内閣府令で定めるもの  
(二) 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤  
(三) 塗料  
(四) サンガラス(視力補正用のものを除く。)  
(五) 浄水器(飲用に供する水を得るためのものであつて、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。)

(六) ショッピングカート  
(七) 食食用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく  
(八) 食食用、食卓用又は台所用の器具(強化ガラスその他内閣府令で定める素材を使用して製造したものに限る。)  
(九) 銅(アルミニウム製のもの、鉄製でほうろろ引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のもの)に限り、容量が十リットルを超えるもの及び加熱装置を有するものを除く。、湯沸かし(アルミニウム製のもの、鉄製でほうろろ引きのもの、ステンレス鋼製のもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のもの)に限り、容量が十リットルを超えるもの

(十) 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート、上衣及び手袋  
(十一) かばん(牛革その他の内閣府令で定める素材を使用して製造したものに限る。)  
(十二) 洋傘  
(十三) 靴(内閣府令で定めるものに限る。)  
(十四) たんす  
(十五) 机及びテーブル  
(十六) 椅子、腰掛け及び座椅子  
(十七) マットレス(内閣府令で定めるものに限る。)  
(十八) 歯ブラシ(電動式のものを除く。)

〇内閣府令第十二号

家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)別表の規定に基づき、家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。  
平成二十八年三月十八日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

府

令

(十九) 哺乳用具  
(二十) 合成洗剤(研磨材を含むもの及び化粧品を除く。)、洗濯用又は台所用の石けん(研磨材を含むものを除く。)、住宅用又は家具用の洗剤(研磨材を含むものを除く。)、台所用、住宅用又は家具用の磨き剤(研磨材を含むものに限る。)、接着剤(動植物系のもの及びアスファルト系のものを除く。その他これらに類する石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品であつて内閣府令で定めるもの)

附 則  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)  
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
内閣総理大臣 安倍 晋三

第一条 家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。)別表第一号(一)の内閣府令で定める繊維は、次に掲げるものとする。  
一 プロミックス繊維  
二 ポリエチレン系合成繊維  
三 ビニロン繊維  
四 ポリ塩化ビニリデン系合成繊維  
五 ポリ塩化ビニル系合成繊維  
六 ポリアクリルニトリル系合成繊維  
七 ポリプロピレン系合成繊維  
八 ポリクラーレル繊維

2 令別表第一号(三) 1の内閣府令で定める衣服は、次に掲げるものとする。  
一 帯  
二 足袋

